

令和 6 年度

年間監査計画

札幌市監査委員

# 令和6年度 年間監査計画

## 第1 基本方針

- 1 監査に当たっては、合規性、正確性に加え、経済性、効率性、有効性といった、いわゆる「3E」の視点も取り入れ、適正な行財政運営の推進に寄与する。  
また、過去の監査で繰り返し指摘される事案やその他必要な事案に対しては、改善に向け積極的な見直しが図られることを支援するため、監査を通じ、制度所管部局等へ適宜働きかけなどを行う。
- 2 監査に当たっては、あらかじめ監査対象部における過去の監査結果や措置状況等を確認の上、リスク等の識別・評価を行うとともに、電子帳票などデジタル化に対応した監査手法を検証するなど、人員、時間等の監査資源を適切に配分して、監査の効率化を進める。
- 3 監査の過程において、内部統制の整備状況及び運用状況について監視を行い、内部統制の不備又は内部統制の不備に当たる可能性のある事項を把握した場合は、是正・改善を促すため、必要に応じて指摘等を行う。
- 4 監査の結果について、指摘事項のほか、意見(要望)事項を付することとし、今後留意すべき事柄については基本的遵守事項として事務改善を促す。  
なお、特に措置を求める必要があると認める事項については勧告を行うほか、必要に応じ監査の結果の報告に添えて意見を付す。

## 第2 実施する監査等の種類、対象部、実施時期等

### 1 財務監査(事務)

区分	第1回定期監査	第2回定期監査	第3回定期監査
実施時期	令和6年4月～7月	令和6年9月～12月	令和7年1月～3月
対象期間	令和5年4月～令和6年3月	令和5年10月～令和6年9月	令和6年1月～12月
監査対象部等	一般会計 政) 政策企画部 政) 都市計画部 保) 保険医療部 経) 観光・MICE推進部 経) 農政部 都) 市街地整備部 区) 土木部 [東、白石、厚別、手稲] 農業委員会事務局  [ 9局(区)11部 ]	財) 北部市税事務所 財) 東部市税事務所 市) 市民生活部 市) 文化部 環) 円山動物園 建) 土木部 建) みどりの推進部 教) 生涯学習部 教) 市立学校 選挙管理委員会事務局  [ 6局10部 ]	総) 秘書部 総) 国際部 総) 広報部 総) オンブズマン事務局 ス) スポーツ部 ス) 招致推進部 区) 市民部 [豊平、清田、南] 区) 保健福祉部 [豊平、清田、南]  [ 5局(区)12部 ]
	企業会計 経) 中央卸売市場 交) 事業管理部 交) 高速電車部  [2局3部]		
市長・議長への報告及び公表時期	令和6年7月	令和7年1月	令和7年4月
議会への報告時期	令和6年第3回定例会市議会	令和7年第1回定例会市議会	令和7年第2回定例会市議会

- 注1) 機構改革が実施された場合は、原則として、対象部の主要事務を引き継いだ部を対象として監査を実施する。
- 注2) 各定期監査では、基本方針を踏まえて、対象業務を限定することがあるほか、必要に応じて他の年度の執行分も監査対象とする。
- 注3) 教) 市立学校については、20校程度を抽出し、監査対象とする。
- 注4) 監査対象部等については、年度の途中で諸事情により一部変更する場合がある。

## 2 財務監査(工事)

区 分	第 1 回 定 期 監 査	第 2 回 定 期 監 査	第 3 回 定 期 監 査
実施時期	令和 6 年 4 月 ～ 7 月	令和 6 年 7 月 ～ 12 月	令和 7 年 1 月 ～ 3 月
対象期間	令和5年4月～令和6年3月	令和5年4月～令和6年3月	令和 6 年 1 月 ～ 12 月
監 査 対 象 部 等	建) みどりの推進部 交) 高速電車部 区) 土 木 部 [ 北 、 東 ]  [4局(区)4部]	建) 土 木 部 (維持担当部以外) 都) 建 築 部 区) 土 木 部 [ 中央 、 西 、 手 稻 ]  [5局(区)5部]	水) 給 水 部  [1局1部]
市長・議長 への報告及 び公表時期	令 和 6 年 7 月	令 和 7 年 1 月	令 和 7 年 4 月
議会への 報告時期	令和6年第3回定例市議会	令和7年第1回定例市議会	令和7年第2回定例市議会

- 注1) 機構改革が実施された場合は、原則として、対象部の主要事務を引き継いだ部を対象として監査を実施する。
- 注2) 各定期監査では、基本方針を踏まえて、対象業務を限定することがあるほか、必要に応じて他の年度の執行分も監査対象とする。
- 注3) 財) 管財部については、上記対象部の監査において、関連事項について必要が生じた場合に、監査対象とする。
- 注4) 監査対象部等については、年度の途中で諸事情により一部変更する場合がある。

## 3 行政監査等

行政監査は、財務監査と併せて実施する。

また、監査委員が必要と認める場合には、個別に行政監査を実施することとし、具体的な監査テーマ、実施計画については、監査委員会議会で決定する。随時監査についても、同様とする。

#### 4 財政援助団体等監査

財政援助団体等監査については以下の3種類の監査を実施することとし、対象とする団体等については、次表のとおりである。

- (1) 財政援助団体監査
- (2) 出資団体監査
- (3) 指定管理者監査

区分	対象団体名	監査の種類			所管部局	
		財	出	指		
第2 回定期 監査	(社福)常徳会	○			子)子育て支援部 子)児童相談所	
	(公財)北海道科学技術総合振興センター	○			経)産業振興部 経)経済戦略推進部	
	(一社)札幌観光協会	○			経)観光・MICE推進部	
	さっぽろ雪まつり実行委員会	○			経)観光・MICE推進部	
	さっぽろホワイトイルミネーション実行委員会	○			経)観光・MICE推進部	
	(一財)さっぽろ産業振興財団	○	○	○	札幌市産業振興センター、札幌市 エレクトロニクスセンター	デ)スマートシティ推進部 経)産業振興部 経)経済戦略推進部
	(一財)札幌産業流通振興協会		○			経)経済戦略推進部
	(社福)北海道社会福祉事業団	○		○	札幌市あかしあ学園、札幌市第二 かしわ学園	保)障がい保健福祉部
	(社福)札幌会	○		○	札幌市社会自立センター	保)障がい保健福祉部
	(社福)はるにれの里	○		○	札幌市自閉症者自立支援セン ター、札幌市自閉症・発達障害支 援センター	保)障がい保健福祉部
	SORA-SCC共同事業体			○	札幌コンベンションセンター	経)観光・MICE推進部
	さとらんどfanコンソーシアム			○	札幌市農業体験交流施設	経)農政部
	札幌国際交流館ウェルネスパートナーズ			○	札幌国際交流館	総)国際部
	札幌市月寒公民館運営委員会			○	札幌市月寒公民館	教)生涯学習部
小計 14団体	9	2	8			
第3 回定期 監査	(一財)札幌市職員福利厚生会	○				総)職員部
	北海道中央バス(株)	○				政)総合交通計画部
	ジェイ・アール北海道バス(株)	○				政)総合交通計画部
	(株)じょうてつ	○				政)総合交通計画部
	札幌国際芸術祭実行委員会	○				市)文化部
	(株)コンサドーレ	○				ス)スポーツ部
	(学)大藤学園	○				子)子育て支援部
	(株)札幌エネルギー供給公社		○			環)環境都市推進部
	(公社)札幌市身体障害者福祉協会	○		○	札幌市身体障害者福祉センター	保)障がい保健福祉部
	(一社)札幌市医師会	○		○	札幌市夜間急病センター	保)保険医療部 保)保健所
小計 10団体	9	1	2			
合計 24団体	(延べ数)					
	18	3	10			

注1) 監査の種類欄の「財」、「出」及び「指」はそれぞれ財政援助団体監査、出資団体監査及び指定管理者監査を表し、各団体ごとに○を付したものが対象となる監査の種類を示す。

注2) 監査の種類欄の対象施設名は、当該団体が指定管理を行っている公の施設名を示す。

注3) 監査対象団体については、年度の途中で諸事情により一部変更する場合がある。

## 5 決算、基金運用及び健全化判断比率等審査

実施時期	令和6年7月上旬～9月上旬
市長への提出時期	令和6年9月中旬
審査の対象 (決算)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 一般会計</li> <li>▷ 特別会計(8会計) <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理会計 ・駐車場会計 ・母子父子寡婦福祉資金貸付会計</li> <li>・国民健康保険会計 ・後期高齢者医療会計 ・介護保険会計</li> <li>・基金会計 ・公債会計</li> </ul> </li> <li>▷ 企業会計(6会計) <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院事業会計 ・中央卸売市場事業会計 ・軌道整備事業会計</li> <li>・高速電車事業会計 ・水道事業会計 ・下水道事業会計</li> </ul> </li> </ul>
(基金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 基金運用状況</li> <li>・土地開発基金</li> </ul>
(健全化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 健全化判断比率 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質赤字比率 ・連結実質赤字比率 ・実質公債費比率 ・将来負担比率</li> </ul> </li> <li>▷ 資金不足比率 <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金不足比率</li> </ul> </li> </ul>

## 6 例月出納検査

### (1) 実施時期

原則として毎月10日に前々月分について、現金出納検査を実施する。

### (2) 市長・議会への報告

令和6年 3月～令和6年 6月分	令和6年第3回定例市議会
令和6年 7月～令和6年10月分	令和7年第1回定例市議会
令和6年11月～令和7年 2月分	令和7年第2回定例市議会

## 7 内部統制評価報告書審査

実施時期	令和6年6月下旬～9月上旬
市長への提出時期	令和6年9月中旬
審査の対象	▷ 内部統制評価報告書